九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

『公孫龍子』通変論篇新釈

楢崎, 洋一郎
九州大学 : 専門研究員

https://doi.org/10.15017/1811120

出版情報：中国哲学論集. 42, pp.1-20, 2016-12-25. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

『公孫龍子』通変論篇新釈

楢崎洋一郎

はじめに

『公孫龍子』は、「名家」の思想をまとまった形で今日に伝える唯一の資料であるが、一方ではその難解さゆえに、多くの研究者を悩ませ続けてきたテキストでもある。なかでも通変論篇は、現存する六篇の中では、指物論篇と並んで、とりわけ難解なものとされてきた。[1] しかし私見によれば、その難解さのうちのいくらかは、本篇への誤解に由来するものに過ぎない。それはどのような誤解なのか。まず通変論という篇名が、誤解のもとであった。そもそも本篇は、「通」や「変」に関する問題を論じたテキストではない。本篇の中には、「変」という語は見えているが、「通」という字は、姿さえ見せていないのである（篇題を除く）。それにも関わらず、本篇を「通」と「変」について論じたものとして読もうとするならば、深刻な誤解を引き起こすことは避け難いであろう。この篇名は、本篇の真のテーマが何であるかを理解できなかった後人によって、主として修辞的な動機によって附加されたものではないかと筆者は推測している。[2]

では、本篇の真のテーマとは何か。結論から先に述べることを許されるならば、通変論篇は、〈「二」の中に「一」は無い〉という、たった一つの命題を、徹頭徹尾、「論証」しようとしたものなのである。[3] つまり本篇では、「二」と「一」という数の意味および関係を、どう捉えるべきかという問題が扱われているのであり、その限りにおいては、（本稿

では十分に論じることはできないが）現代数学の「数論」とも、問題意識が一脈通じていると言えよう。

なぜ戦国期の思想界で、そのような問題が提起されていたのか。否、それ以前に、そのような問題への関心が存在していたことを、文献的に証明しうるのか。まず後の疑問から答えていこう。『墨子』経下篇に、次のような条がある。

（Ⅰ）一少於二、而多於五。説在建。（一は二より少なくして、而も五より多し。説は建に在り。）

さらに経説下篇には、右の条を説明するものとして、

（Ⅱ）一。五有一焉、一有五焉、十二焉。[4]（一。五に一有り、一に五有り、十に二あり。）

とある。（Ⅰ）は一般に、十進法における数の位について述べたものと見られている。[5]たとえば十の位の一（10）は、十の位の二（20）よりは少ないが、一の位の五（5）よりは多い、というようなことを述べたものとされる。それを説明した（Ⅱ）も同様で、一の位の五（5）の中には、一の位の一（1）が含まれているが、十の位の一（10）の中には、一の位の五（5）が含まれている、よって十（十の位の一）の中には二つの（一の位の）五があることになる、というように解釈されている。

（Ⅰ）（Ⅱ）については別様の解釈も可能であるかもしれないが、今はそのことは問題ではない。重要なのは次のことである。すなわち、数A（たとえば「二」）が、別の数B（たとえば「一」）を、自己のうちに「有する（含む）」ということを認めてしまえば、場合によっては、常識的にはより少ない数（たとえば「一」）が、より多い数（たとえば「五」）を、そのうちに含有する、といった奇妙な事態が成立する（ように見えてしまう）ことに、戦国期の思想界、すくなくともその一部では、関心が向けられていたということである。

なお（Ⅰ）の末尾に「説は建に在り」とあるが、孫詒讓や梁啓超によれば、この「建」字は「進」字の誤りであり、十進法の位を「進」めることによって（あるいはそうした処理方法を考慮に入れることによって）、このようなアポリアは解決されるというのが、『墨子』の主張であったということになる。[6]もしこの説が正しいとすれば、これはあくまでも「常識的」な見方の枠内において、問題の解決を図ったものと言えるだろう。[7]『公孫龍子』通変論篇は、『墨子』とは全く異なる、ある面から見れば「非常識」とも思われる提案によって、このようなアポリアに解答を与えよ

うとしたものなのである。

一

（論者A）曰、二有一乎。[8]

（論者B）曰、二無一。

『公孫龍子』通変論篇は、「二（の中）に一は有るか」「二（の中）に一は無い」という、人を驚かせずにはおかない問答から始まる。これはわれわれの「常識」とは一致しないものであろう。「1＋1＝2」は、われわれに最もなじみの深い数式の一つであるが、ここからわれわれは、無意識の裡にもせよ、「二」のうちには必ず二つの「一」が「有る」（＝含まれる）と考えているのではなかろうか。あたかも〈2個の蜜柑〉があるところ、そこには必ず、〈1個の蜜柑〉が二つあるのと同様に。しかしともかく、論の展開を見てゆくことにしよう。

（A）曰、二有右乎。

（B）曰、二無右。

（A）曰、二有左乎。

（B）曰、二無左。

（A）曰、右可謂二乎。

（B）曰、不可。

（A）曰、左可謂二乎。

（B）曰、不可。

（A）曰、左与右可謂二乎。

（B）曰、可。

まず疑問となるのは、なぜここで「右」「左」が登場するのか、ということである。先に述べたように、本篇のテーマは、

あくまでも「二」と「一」の関係であって、それは全篇を通じて変わらない。「右」「左」は、このテーマの検討のために持ち出されてきた、比喩もしくは説明材料に過ぎない。では、なぜ「右」「左」なのか。これは推測になるが、「右」「左」は、非常によく知られた対概念であり、適度に「抽象的」でもあり、さらに重要なことは、後文で「左右の驪（附）かざるが若し」と言われているように、方向概念としての「右」「左」はまさに「正反対」を指向するものであって、両者間の融合や「歩み寄り」といった事態は、想像することすら困難である。このことが本篇の作者にとって、論の展開上、都合がよいと考えられたのではなかろうか。

本文の検討に入ろう。論者Aは、「右」「左」のどちらも「二」の中には「無」い（＝含まれない）と、相手が考えていることを確認する。さらにAは、「右は二である」と言うことも、「左は二である」と言うことも、共に「不可」であることを確認する。その上で、「左と右とは、二と謂うべきか」と問いかけ、（おそらくは想定通りに）「可」という答えを引き出す。こうしてAの論難が開始される。

（A）曰、謂変非不変、可乎。
（B）曰、可。
（A）曰、右有与、可謂変乎。
（B）曰、可。
（A）曰、変隻。
（B）曰、右。
（A）曰、右苟変、安可謂右。苟不変、安可謂変。

まずAは、きわめて「常識的」な命題を、相手の口から確認させようとする。「『変は不変に非ず』と謂いて、可なるか」（「変（変化したもの）」は「不変（変化しないもの）」ではない、と言ってよいか）と。これは厳密な意味での「矛盾律」に該当する否かはともかく、ほぼそれに近いものではあり、いわば自明の理であるから、相手は当然承認する。続いてAは、「右に与有るは、変と謂うべきか」と質問する。シングル（「隻」）であった「右」が、他のあるもの（こ

こでは「左」と一緒になって、ペアとなったとする。これは「変」であると言ってよいか。相手は承認する。しかし、論者Bは、「隻（シングル）である右」から、「左と与（ペア）となった右」への移行を、「変」であるとは認めたが、「右」それ自体が他の何かに「変」じたとは、断じて認めていないのである。それを知ってか知らずか、Aは、相手が「右」それ自体の変化を認めたものと解釈する。そこで、「隻を変ぜよ」、つまり「隻」であった「右」は、この「変」によってどうなったのか、その「変」じたところの新しい姿を示せ、と迫るのである。ところがBの答えは、「右」というだけの、素っ気ないものであった。「変」の前後を通じて、「右」が「右」であること（「右」の自己同一性）には、いささかも変化はないというのである。当然、Aは言いつのる。「右がもしも変化したのであれば、どうしてそれを（変化する前と同じに）右と言うことができようか。もしも（右が）変化していないのであれば、どうして変化したということができようか。」先に「変非不変」を相手に認めさせ、いわば言質を取っていたために、Aの言葉は、いっそう力強く感じられる。これに対してBはどう反論するのか。彼はこう主張する。

（B）曰、二苟無左、又無右。二者左与右。

にわかには理解し難い言葉だが、次のように考えれば、さほど不可解なものではない。順序が前後するが、後半で「二とは右と左なり」と言っているのは、「二」であると言えるのは、ペアとなった（ペアとして捉えられた）限りでの「左と右」である、という意味であろう。すると前半は、「隻（シングル）」である限りの「左」と、同じく「隻（シングル）」である限りの「右」とは、どちらも「二」の中には「無」い、という意味になる。「隻」である限りの「左」「右」は（篇中では明言されないが、かならず「一」であって）、「二」ではないのみならず、「二」の中に含まれてさえいない、ということになろう。筆者の所見によって、他の事項も交えて整理すると、次のようになる。

・「一」（であるもの）：[「右」「左」「上」「下」……]
・「二」（であるもの）：[「右と左」「上と下」……]

「二」（であるもの）は、ペアである限りでの「左と右」「上と下」……等々であって、シングルである限りでの「右」「左」「上」「下」……等々は、そこには属さず、「一」（であるもの）に属することになるのである。

ところで、右の図式を、「一」（であるもの）と「二」（であるもの）との、単なる枚挙的例示と見るのではなく、「一」と「二」の意味（もしくは「定義」）を示すものと見ることもできよう。たとえば「二」については、「左と右」「上と下」……等々は、それぞれが二個の要素（元）を有する集合であるので、―「二」とは、二個の要素からなる全ての集合を指す（意味する）ものである、と言うことができる。複数の集合をひとまとめにすることで成立するものは「集合の集合」であるから、「二」とは、二個の要素を有する集合の全てを自己の要素として含む集合（集合の集合）である、と言うことが可能である。同様にして、「一」とは、一個の要素を有する集合の全てを自己の要素として含む集合（集合の集合）であることになる。実はこれは、ラッセルなどによって提唱された自然数を「集合の集合」として定義する仕方[9]に引き寄せる形で、筆者が解釈を試みたものであるが、控えめに述べても、Bの言説と現代数学の自然数論との間には、相当に親和的な面が認められる。よってここまでの論述に、こうした現代数学の知見を援用して、―「二」（という「集合の集合」）に属する要素（「右と左」「上と下」……）の中に、「一」（という「集合の集合」）に属する要素（「右」「左」「上」「下」……）が紛れ込むことは定義上ありえず、また「一」（という「集合の集合」）そのものが、「二」（という「集合の集合」）に属する要素として混入する事態（「右と左」「上と下」「一」……）も、またありうるはずがない、というように、「二無一」という命題を「解釈」し、かつ「正当化」することも可能なのである。[10]

二

今まで見てきた部分に関する限りでは、この解釈は、かなり晦渋ではあるにせよ、それなりに筋の通ったものではあるように思われる。問題となるのは、これに続く部分を、前後の文脈との関連上、どのように位置づけるかである。

〔（A）曰、〕奈何。

〔（B）曰、〕羊合牛非馬、牛合羊非雞。

（A）曰、何哉。

亀甲括弧の中の「曰」は、いずれも推測による補足である。[11] Aの「奈何」という疑問表明に対して、Bは「『羊、牛

に合して、馬を非とす』と、『牛、羊に合して、雞を非とす』となり」という、二つの比喩的事例の提示で答える。Aでなくとも、「一体何のことだ」と問い返さずにはいられないような、唐突かつ不可解な応答である。Bは説明する。

（B）曰、羊与牛唯異。羊有歯、牛無歯。而羊牛之非羊也、羊牛之非牛也、未可。是不倶有、而或類焉。羊有角、牛有角。牛之而羊也、羊之而牛也、未可。是倶有、而類之不同也。羊牛有角、馬無角。馬有尾、羊牛無尾。故曰、羊合牛非馬也。非馬者、無馬也。無馬者、羊不二、牛不二、而羊牛二。是而羊而牛非馬、可也。若挙而以是、猶類之不同。若左右、猶是挙。牛羊有毛、雞有羽。謂雞足一。数足二。二而一、故三。謂牛羊足一。数足四。四而一、故五。牛羊足五、雞足三。故曰、牛合羊非雞、非有以非雞也。与馬以雞、寧馬。材不材、其無以類、審矣。挙是乱名。是謂狂挙。[13]

前節で見た内容について、いま一度確認しておきたい。Aは、次のようなことを述べていた―「隻」（シングル）である「右」が、「左」とペアになった場合、そこには「変」が生じているはずである。つまり、「左」とペアになった「右」は、もはや、もとの「右」のままではない何か、に変化しているはずである―と。

「右」に「変」が生じた以上、それはもはや、もとの「右」のままではありえない―Aのこの主張は、一見もっともなようにも思われるが、実はこれには難点がある。もし、「左」とペアになった「右」が、もはや「右」のままではないとすれば、「左と右」の中に含まれるのは、突き詰めたところ、もはや「右」ではない何ものかと、（同様にして）もはや「左」ではない何ものか、ということになってしまうだろう。しかし、「左と右」の中に含まれているのは、理屈はどうあろうと、「左」と「右」であるはずではないのか―。

このことを念頭に置いた上で、右の条を検討していこう。「左右の若きは、猶お是の挙のごときなり」とあることから、引用部の「羊」「牛」「羊牛」は、それぞれ「左」「右」「左右」に対応するものと考えられる（「羊」「牛」のうち、どちらが「左」に当たり「右」に当たるのかを問うことは無意味であろう）。では「馬」と「雞」とは、何を喩えたものなのか。これについては、全体の検討を終えた後で、解答を提示することとしたい。

まず「羊」「牛」及び「羊牛」の関係から見ていこう。最初にAは、「羊と牛とは唯（惟）れ異なる」と述べる。それは「羊に歯有り、牛に歯無し」という理由による。だからといって、集合「羊牛」から「羊」が排除され、もしくは「牛」

が排除されることはない（而も羊牛の羊を非とするや、羊牛の牛を非とするや、未だ可ならず）。なぜか。「是れ倶には（歯）有らざるも、而も或いは類」するからである。それは「羊も角有り、牛も角有り」という根拠による。しかし、あくまでも「羊」と「牛」とは「異」なるのであって、「牛の羊なるや、羊の牛なるや、未だ可ならず」ということも再確認される。「是れ倶に（角）有るも、而も類の同じからざるなり。」「羊」と「牛」とは、「羊に歯有り、牛に歯無」きがゆえに、「異なる」「類の同じからざる」ものでありながらも、「羊に角有り、牛に角有」るがゆえに、「或いは類」するもので、この二点に集合成立の条件を定めるのであれば、「羊」「牛」という「相互に区別される二個の要素（元）」からなる「羊牛」という「一つの集合」が、成立することは可能だというのである（「左右」の場合と同様に）。今はこのことだけを確認しておき、「或類」「類之不同」の正確な意味については、後で考察しよう。

次に「羊牛」と「馬」との関係について見よう。「羊牛に角有り、馬に角無し。馬に尾有り、羊牛に尾無し」であるから、「角」と「尾」の有無という二つの条件による限り、「羊」と「牛」とは、おのずと結合して集合「羊牛」を形成し、そこから「馬」は、やはりおのずと排除される。「馬」が排除される以上、集合「羊牛」の中に、「馬」は存在しえない（故に曰く、『羊、牛に合して、馬を非とす』と。『馬を非とす』とは、馬無きなり）。「馬」の混入がないので、「羊」も「牛」も、単独では「二」ではないが、「羊牛」は「羊牛」（のみ）で「二」である（「三」にはならない）ことになる（馬無ければ、羊は二ならず、牛は二ならずして、而も羊牛は二なり）。これは、「左」も「右」も、それぞれ単独では「二」でなかったが、「左と右」は「二」であったというのと、全く同じである。こうして、「是れ羊を而（与）にし、牛を而（与）にし、馬を非として、可なるなり」[14]ということになる（「若挙而以是、猶類之不同」についても後で考察する）。「左右の若きは、猶お是の挙のごとし」というのは、先に提示した「左右」の比喩と、この「羊牛／馬」の挙例（比喩）とは、あたかも同じ事態を表現したものだ、という意味であろう。

次に、「牛羊」と「雞」との関係は、どういうことになるのか。「牛羊に毛有り、雞に羽有り」という言明には、ひとまず問題はないかのように見える（これについては後で詳述する）。しかし次の部分は、所謂「詭弁」の要素を含むので、説明が必要となる。とはいえ、これはさほど厄介な性質のものではない。「雞の足と謂えば、一なり」「牛羊

の足と謂えば、一なり」というのは、「雞足」「牛羊足」を、それぞれまとめて一つの「概念」（もしくは「集合」）として捉えた場合、各々が「一」になるという意味である。「（雞の）足を数うれば、二なり」「（牛羊の）足を数うれば、四なり」は、説明の必要はなかろう。「二にして一、故に三なり」「四にして一、故に五なり」というのは、現代数学の術語を用いると、「集合」の数と、その中に含まれる「要素（元）」の個数とを、同レベルの存在として、ごちゃまぜに計数していることになる。しかしこの場合重要なのは、「牛羊の足は五にして、雞の足は三なり」という理由によって、「牛羊」と「雞」とが区別される（ように見える）ことなので、仮にこれが「牛羊の足は四にして、雞の足は二なり」という「常識的」な言明であったとしても、論の進行上は、実は大差ないことになると筆者は考える。

ともあれ、この後にBは、「故に『牛、羊に合して、雞を非とす』と曰うも、以て雞を非とすること有るに非ざるなり。『馬と与にする』と『雞と以（与）にする』[15]となれば、寧ろ馬なり。材不材は、其れ以て類する無きこと審らかなり。是れを挙ぐるは乱名なり。是れを狂挙と謂う」と述べて、この段の主張に一応の結論を下している。しかしここは極めて難解であるので、次の問題から考えていこう。「『馬と与にする』と『雞と以（与）にする』となれば、寧ろ馬なり」とBは言うのだが、「馬」と「雞」―つまり「羊合牛非馬」と「羊合牛非雞」―とは、何がどう違うのか。この点について明確な説明ができない限り、本段の主旨は、決して明らかになることはないであろう。

ここでもう一度、「羊牛」から「馬」と「雞」とが排除される根拠が、どのようなものであったかを見ておこう。

「羊牛／馬」：「羊牛に角有り、馬に角無し。馬に尾有り、羊牛に尾無し。」

「牛羊／雞」：「牛羊に毛有り、雞に羽有り。（略）牛羊の足は五にして、雞の足は三なり。」

一見して、「馬」と「雞」とがそれぞれ排除される理由には、すくなくとも形式的には、大した差異はないかのように思われる。しかし、実は両者の間には、重要かつ根本的な相違がある。「羊牛有角、馬無角」と言われる場合、このような条件の提示から、選択肢としてありうるのは、次の二つのみである。

（甲）角が有る。（乙）角が無い。

同様に、「馬有尾、羊牛無尾」に関しても、

（丙）尾が有る。（丁）尾が無い。

という二項の選択肢しか、論理的にありえない。したがって「～有角」の否定は、ただちに「～無角」の肯定を帰結する。（甲）でなければ（乙）であり、（乙）でなければ（甲）なのである。（「有尾」「無尾」も同様）。ところが、「～有毛」を否定しても、そこから論理必然的に帰結するのは「～無毛」だけであり、「～有羽」は帰結しない（その逆も真）。したがって、「牛羊有毛、雞有羽」「羊牛有角、馬無角」という二つの言明は、生物学的にはともかく、論理的観点からみると、意味や情報価値が全く異なるのである。「～有毛、…有羽」という仕方で条件の提示がなされた場合には、次のような四項の選択肢がありうることになる。

（A）毛が有り、かつ、羽が有る（このような生物が「現実」に存在しうるか否かはともかく、論理的にはその可能性を否定することはできない）。

（B）毛が有り、羽が無い。

（C）毛が無く、羽が有る。

（D）毛が無く、かつ、羽が無い。

足の数に関しても、ひとまず形式的には、同じようなことが言えなくはない。

（E）足が「五」であり、かつ、足が「三」である（これは「現実的」にも、「論理的」にもありえないので、この条件を充たす個体は存在しない（空集合）ということになる。それでも、言語表現の曖昧さを利用して、「足五」であるものは「足三」でもある、「五」が「三」を含むとすれば、などと強弁することは不可能ではない）。

（F）足が「五」であり、足が「三」ではない。

（G）足が「五」ではなく、足が「三」である。

（H）足が「五」ではなく、かつ、足が「三」でもない。

「五」と「三」は、（常識的な）「四」と「二」に置き換えても、本篇の文脈では、大した問題は生じないであろうことは、すでに述べた通りである。ともかくこのように見るならば、「馬」と「雞」との差異はもはや明らかである。「羊牛」

から「馬」は、疑問の余地なく排除される。「有尾」でなければ「無尾」という二項対立の中では、一つの項への帰属は、いま一つの項からの排除を、必然的に帰結するからである。ところが四項対立ではそうはならない。くりかえすが、「有羽」という言明は、「有毛」の否定を帰結するものではない。右の表からも明らかなように、「有羽」という言明は、単に（B）（D）の否定を意味するに過ぎない。残された可能性には（C）だけではなく（A）も含まれるのである（「有毛」という言明についても同様）。ということは、「牛羊有毛」「雞有羽」としか言われていない以上、あるいは「牛羊」にも「羽」が「有」り、「雞」にも「毛」が「有」るかもしれないのだ（もちろん現実にはないのだが、これらの言明だけから、その可能性を否定することはできない。ここで考慮されるべきなのは、言明によって与えられているところの条件のみであり、これらの生物が現実に有しているそれ以外の属性までも考慮に入れるならば、本篇の解釈は、収拾のつかない混乱に陥るであろう）。仮にそうであった場合、この二条件によっては、「牛羊」と「雞」との区分はできないことになる。このように（A）の可能性が否定されない限り、言いかえれば、事態が（A）（C）のいずれであるのかが不確定である限り、「牛羊」から「雞」を、疑問の余地なく排除することは不可能である。これが「以て雞を非とすること有るに非ざるなり」ということである。それゆえ『馬と与にする』と『雞と以（与）にする』となれば、寧ろ馬なり」と主張されるのである。

では次の「材不材は、其れ以て類する無きこと審らかなり」とは、どういう意味か。「材」は「羊」「牛」を指し、「不材」は「雞」を指すように思われはする。しかしその違いが、なぜ「材不材」と表現されねばならないのか。また「其無以類」とは、正確にはどのような事態を表明したものなのか。ここで、以前先送りしておいた「或類」「類之不同」の意味と、この「無以類」の意味とを、包括的に検討した上で、明確な説明を試みねばならない。

「或類」は、「羊／牛」の関係についての言明であるが、「類之不同」も、やはり「羊／牛」の関係についての言明であるのだから、「或類」の「類」と「類之不同」の「類」とは、完全に同義ではありえない（この点は明確に区別されるべきである）。「或類」の「類」は、「類、似也」「類、同也」[16]と言われるような「類似」もしくは「類同」を指すものであり、「類之不同」の「類」は、『荀子』非相篇・楊倞注に「類、種類、謂若牛馬也」という場合の、いわゆ

る「種類」を指すものと解するべきである。こうして「羊と牛とは、角が有るという点では類似している（同じである）が、種類は同じではない」という解釈が、ひとまず成立しうるであろう。

しかし「類之不同」という表現は、もう一箇所（これも考察を先送りした部分）にも見られるのだが、そこでは「羊牛／馬」についての言明になっている。「是而羊而牛非馬、可也」とあるのを承けて、「挙ぐるに是れを以てするが若きも」（つまり「羊牛／馬」を「挙」げるのも）「猶お類の不同」であると、Bは述べている。では、こちらの（「羊牛／馬」の）「類之不同」と、前の（「羊／牛」の）「類之不同」とは、どのような関係にあるのか。「羊牛」と「馬」とは、「角」「尾」の有無によって明確に区別されるというのが、後の箇所の論旨なのだから、ここで「類之不同」とされるのは、「羊／牛」ではなく、「羊牛／馬」でしかありえない。すると、前は「不同」の「類」とされた「羊」「牛」が、ここでは「同」「類」とされていることになる。一見、混乱を来しているようであるが、そうではない。前と後とでは、類別の条件の与えられ方が異なるのだから、分類の結果も、当然異なるというだけである。前後で「類」の分け方は異なるが、分類の原則そのもの（ある器官の有無という明確な二項対立による）は同じであるから、こちらの例の挙げ方も「やはり類の不同なのだ（猶類之不同）」と表現されているのであろう。

この「類之不同」的な類別の基準を、「Aにはαが有るが、Bにはαが無い」というように定式化するならば、この「αの有無についての言明」を与えられているものが「材」であり、それを与えられていないものが「不材」であるということになる。したがってこの解釈によれば、「馬」も「材」ということになる（αの「有／無」そのものを「材／不材」とするのは、ごく自然な解釈ではあろうが、それは結局、解決不能な困難に導くものである）。「牛羊／雞」においては、「牛羊有毛」と言明されており（これを分析すれば「牛有毛」「羊有毛」という二つの言明になる）、「牛」と「羊」とは、「毛」の有無への言明を共有しているので「材」であるが、「雞」については「有羽」というだけで「毛」の有無についての言明が提示されないので、「不材」ということになる。以上の説明からも察せられるように、「材」であるか「不材」であるかは、ある単独のものについて言えることではなく、複数のものについての言明の相互関係においてはじめて判断可能となる、あくまでも相対的な事柄なのである。

なお「材」については、「材、用也」（『国語』周語下・韋昭注）、「引伸之義凡可用之具皆曰材」（『説文』木部・段玉裁注）の意に取った上で、この文脈では「（判断のための）材料」の意に解するのが穏当ではあろう。しかし、「材、裁也」（『国語』鄭語「材兆物」韋昭注）という訓もあり、「羊／牛」「羊牛／馬」のように、二項対立的に「（明確に）裁断されるもの」と、「羊牛／雞」のように、「（明確には）裁断されないもの」と解するべきであるかもしれない。いずれにせよ、「材」相互の間であれば、「類」の区分は明確に成立しうるが、「材」と「不材」の間では、「類」の区分は、疑問の余地のない仕方では成立しえない。それが「無以類」ということである。こうして「類之不同」と「無以類」との相違も明らかになった。つまり「類之不同」とは、「種類が異なる」「別の種類である」ということであるのに対して、「無以類」とは、そもそも明確な「類別（分類）ができない」ということなのである。

三

ここまでのBの主張を、Aがどう受け止めたのかは明らかでない。おそらく、相手の主張を完全に拒絶したわけでも、また完全に理解できたわけでもなかったのであろう。Aは、おもむろに、別の説明（他辯）を要求する。

（A）曰、他辯。

（B）曰、青以白非黄、白以青非碧。

（A）曰、何哉。

「『青、白と以（与）にして、黄を非とす』と、『白、青と以（与）にして、碧を非とす』となり」という新たな比喩がここで提示される。「青」「白」は、前の「羊」「牛」に対応するもので、「黄」は「馬」、「碧」は「雞」に、それぞれ対応する。ともかく論の展開を見よう。

（B）曰、青白不相与而相与、反対也。不相鄰而相鄰、不害其方也。不害其方者、反而対、各当其所、若左右不驪。故一於青不可、一於白不可。悪乎其有黄矣哉。黄其正矣。是正挙也。其有君臣之於国焉、故強寿矣。而且青驪乎白、而白不勝也。白足之勝矣而不勝。是木賊金也。木賊金者碧。碧則非正挙矣。青白［不相与而相与］不相勝、

則両明也。争而明、其色碧也。与其碧、寧黄。黄其馬也。其与類乎。碧其雞也。其与暴乎。暴則君臣争而両明也。両明者昏不明。非正挙也。非正挙者、名実無当、驪色章焉。故曰両明也。両明而道喪、其無有以正焉。

「青白は相与せずして相与す、反対するなり。相鄰せずして相鄰す、其の方を害せざるなり。其の方を害せずとは、反して対し、各〻其の所に当ること、左右の驪（附）かざるが若きなり」と、まず述べられている。「不相与而相与」「不相鄰而相鄰」という、明白に矛盾するかのような表現が目を引くが、これらは「与」「鄰」の多義性を利用したレトリックに過ぎない。『説文』には「与、党与也」とあり、これは「仲間（となる）」の意であろうが、『経典釈文』に引く『易経』咸卦・彖伝「相与」の鄭玄注に「与猶親也」とあるように、「親しむ」という意味も持つ。また『説文』に「鄰、五家為鄰」とあるが、段玉裁の注に「引伸為凡親密之称」とあるように、こちらにも「親密」の意味がある。Bは、「不相与」「不相鄰」では、親密融和の意味を否定し、「相与」「相鄰」では、（「五家」のような）複数の存在が一つの「党与（グループ・集合）」として統合されている、という意味のみを取っているのであろう。

「青」「白」の親和融合がないままの（相互の「対立」を維持したままの）集合「青白」の成立という事態は、「反対」「反而対」とも表現されている。『説文』には「反、覆也」とあるが、同書には「倍、反也」ともあり、『読書雑志』七に引く王引之の説に「倍与背同」、『黄帝内経素問』六節蔵象論の王冰注に「反、謂反背也」とあることから、ここでの「反」は「背を向ける」「そっぽを向く」の意に取ることができよう。一方「対」には、「対……、嚮也」「対、配也」[17]などの訓があり、「向き合う」「ペアになる」の意である。したがってここでの「反対」「反而対」は、互いに背を向け合い（背き合い）、親和融合を拒否しながらも、「配偶（ペア）」としては結合されている、との意に解してよいであろう。「不相与」「不相鄰」と「反」「相与」「相鄰」と「対」とが、それぞれほぼ同じ意味を表すことは言うまでもない。「不害其方」の「方」には「所在之方」「区域」[18]という訓があり、「各当其所」の「所」と、ほぼ同義であろう（「方向」の意ではない）。「若左右不驪」の「驪」は、後の「青驪乎白」の「驪」と同義であるとすれば、「麗」の通仮字と見て、「麗、附也」「麗、著也」[19]の意に解するべきであろう。

したがってこの箇所は―「青」と「白」とは、互いに親和することはないものの、（一つの）「党与（グループ）」

をなしている、（それは両者が）背反し、融合を拒否しつつも、配偶（ペア）となっているということである。（また両者は）親密な関係にこそないものの、（一グループの成員としては）隣接しているような関係にもある、（それは両者が）相手の領域を互いに侵害していないということである。相手の領域を侵害していないとは、両者が背反し合いながらも、ペアとなり、それぞれの領域に安住している、ということであり、（それは）「左」と「右」とが（相互に）切り離されえない「対」でありながら、決して）附着しないようなものである―という意味になるであろう。

このように「青」「白」の非融合的結合が堅固なものである以上、集合「青白」の中では、「青」だけを取り分けて「一」とすることも、「白」だけを取り分けて「一」とすることも、共に「不可」であるとされる（故に青を一とするも不可なり、白を一とするも不可なり）。「青白」の中の「青」「白」を「一」とすることさえ「不可」なのだから、「青白」の中に最初から含まれていない「黄」―それは「青白」から見ると「はぐれ者」であるだけでなく、「隻」であり、「一」でもある―が、どうしてその中に存在（混入）しえようか（悪くんぞ其れ黄有らんや）。これは、「青白」から「黄」が、疑問の余地なく排除されることを言ったものである。

本文は続けて「黄は其の正なり。是れ正挙なり」と述べている。なぜ「黄」は、「其の正」であり、「正挙」なのか。これは前段で「羊牛／馬」について見たのと全く同様である。「黄」は、「青白」から疑問の余地なく排除されるがゆえに、「正挙」なのである。このことは、「其れ有（猶）お君臣の国に於けるがごとく、故より強にして寿なり」と、比喩的にも表現され、「黄」（単数）が「君」、「青白」（複数）が「臣」に、それぞれ擬えられる。「黄」と「青白」との区分が厳格かつ明白であることを「君臣の分」に見立てたのであろう。これはしかし、Bの主張に、イメージ面での力強さを添えるためのレトリックに過ぎず、ここで君臣論や政治論の類が真面目に主張されているわけではない。

なおここでは、なぜ「黄」が「青白」から排除されるのか、その根拠は述べられない。つまり集合成立の条件が示されていないことになる。実は「青」と「白」とを結合させ、「黄」を排除する「理由」は、もはやここでは必要ないのである。比喩の提示者であるBが、任意にそれを選択したからに過ぎない。仮に「黄」と「白」とを結合させ、「青」を排除していたとしても、論の進行上、何ら問題は生じないであろう。あるいは、「碧」という混色を持ち出すためには、

「青」と「白」とを結合させた方が、都合がよかったのかもしれない。それ以上の意味や理由はないと考えてよい。

では、その「碧」とは、どのような色なのか。これは「青」と「白」とが「驪（附）」くという、（Bの立場からは）あってはならない事態の結果、生まれた混色である。「而るに且（若）し青、白に驪（附）けば、白、勝たざるなり。白、之に勝つに足るも、而も勝たざるなり。是れ木、金を賊するなり。木、金を賊するは、碧なり。碧は則ち正挙に非ざるなり。」ここでは「青」「白」が附着する事態が仮想された上で、そうなれば「白」は「青」に「勝つに足るも、而も勝たざるなり」とされる。二色が混色した場合、「白」は「青」に完全に呑み込まれるほど弱くはないが、「青」を完全に呑み込むほど強くもない、という意味であろう。「碧」は、「青」そのものや「白」そのものではないので、この二色から区別されるようでもあるが（「青」「白」は正色、「碧」は間色とされる）、その中では、「青」「白」の二色が（後文の表現では）「争いて明」ならんとしている。つまり「碧」の中では、「青」と「白」の二色が、主導権を巡って「争」い続けていることになる。となると、「碧」が他の二色から明確に区別された「自己同一性」を主張しうるのかどうか、はなはだ怪しいということになろう。こうして「碧は則ち正挙に非ざるなり」と主張されることになる。「黄」と異なり、「碧」が「青白」から、疑問の余地なく排除されることがないからである。なおここには五行説が登場しているが、先の君臣論と同様、これも説得のための補助材料として援用されているに過ぎない。「碧」が「木賊金」の結果発生した、筋のよくないものと印象づけることが、その主たる目的であろう。

次の「青白［不相与而相与］不相勝則両明也」のうち、「不相与而相与」の六字は、（「不相」の重複に起因する）衍文ではなかろうか。これまでの分析が正しいとすれば、「不相与而相与」という事態は、「青白／黄」には適合するが、「青白／碧」には適合しないはずである。「青と白と相勝たざれば、則ち両つながら明ならんとするなり」とある方が、文意も明確になるように思われる。そこでひとまずこの六字を除いて解釈を進めたい。「争いて明ならんとすれば、其の色は碧なり。其れ碧よりは、寧ろ黄なり。黄は其れ馬なり。其れ与に類するかな。碧は其れ雞なり。其れ与に暴するかな。暴とは則ち君臣争いて両つながら明ならんとするなり。両つながら明ならんとすれば昏にして明ならず。正挙に非ざるなり。正挙に非ずとは、名実当ること無く、驪色章らかなるなり。故に『両明』と曰う。両明にして道

喪わるれば、其れ以て正すこと有る無し。」

「碧」の中では、「青」と「白」とが、「両明」もしくは「争而明」ならんとする状態にある。「両明」であるならば「昏不明」であるともされる。「君臣争いて」云々というのは、「青白／黄」が、「其有君臣之於国焉、故強寿矣」と言われていたのと対照をなすが、ここに十分注意すべきことがある。「明」「両明」とは、もと色彩について言われたものであるが、「君臣」の比喩（特に「昏不明」）との関連では、「聡明」の意をも兼ねているようだ。「正挙」という語も、これまでの延長上では「正しい例（比喩）の挙げ方」の意になるはずだが、それだけではなく、「（政治道義的に）正しい行為」の意をも兼ねているように思われる。[20]「暴」「名実無当」「両明而道喪、其無有以正焉」というのは、「国」の深刻なアナーキー状態についての描写であり、前の「強寿」という描写と、やはり対照をなすものである。「驪色」は、「若左右不驪」の旧注が「驪、色之雑者也」とするのに従い、ひとまず「混色」の意に解しておく。[21]

しかしここで重要なのは、政治的色彩を帯びた比喩の部分ではない。「青白／碧」においては、「青白」から「碧」を、疑問の余地なく排除することができない。それは「羊牛／雞」と同様である（碧は其れ雞なり）。一方、「青白／黄」では、それが可能であるのは、「牛羊／馬」と同様である（黄は其れ馬なり）。この二例（「牛羊／馬」、「青白／黄」）においては、類別区分が明確であるからである（「其れ与に類するかな」の「類」は、これが直接には「黄」「馬」について言われたものである以上、類別区分の意味であって、類似・類同の意味ではありえない）。ならば、「青白／碧」よりも「青白／黄」の方が、比喩としてはより優れる（其れ碧よりは、寧ろ黄なり）とされるのは、当然のことであろう。だが、それは一体、何の比喩としてなのか。

ここでようやく、今まで先送りしてきた問題に解答を与えることができる。「馬」「雞」「黄」「碧」―これらは一体、何を喩えたものなのか。しかし、「羊牛」「青白」が（「左右」同様）「二」を喩えたものであった以上、この答えも実は明らかだったはずだ。「馬」「雞」「黄」「碧」の四者は、いずれも「一」を喩えたものなのである。とはいえ、四者全てが同じ意味でそうなのではない。「馬」「黄」は、正しく捉えられた「二」と「一」の関係における「一」を喩えたものであり、「雞」「碧」は、誤って捉えられた「二」と「一」の関係における「一」を喩えたものなのだ。前の二

例において、「羊牛（二）」から「馬（一）」、「青白（二）」から「黄（一）」は、それぞれ疑問の余地なく排除される。こうして最初に主張されたように、「二」の中に「一」は無い（含まれない）ことになる。一方、後の二例においては、「羊牛（二）」から「雞（一）」が、「青白（二）」から「碧（一）」が、排除されるか否かは、不確定もしくは極めて曖昧である。これを「二」と「一」の関係に還元してみると―「一」は「二」ではないので、「二」から排除されているようでもあるが、しかし一方では、「二」の中に「有」る（＝含まれる）ようでもある―これは戦国期であると否とを問わず、「常識的」な数観念の持ち主が漠然と考えているところと、おおむね一致するものではなかろうか―。しかし、「羊牛／雞」「青白／碧」の比喩のような捉え方（「二有一」に通じる）は、論者Bが（おそらく通変論篇の作者も）考えるところによれば、さまざまな混乱をもたらす誤ったものであり、「牛羊／馬」「青白／黄」の比喩のような捉え方（「二無一」に通じる）こそが、混乱を回避しうる「正しい」ものなのである。これをより一般化すれば、そもそも原則として、ある数Aが、別の数Bを、自己のうちに「有する（含む）」ということを認めるべきではないのだ―これこそ、『公孫龍子』通変論篇が、全篇を通じて「論証」しようとした思想だったのである。

『公孫龍子』通変論篇についての以上の疎漏の多い分析が、大筋において外れていないとするならば、本篇は「数」そのものの性質について、幾多の留保条件を付けた上であるが、現代数学の「数論」とも一脈通じるような立場から討究を試みたものと言えるのであり、中国古代思想史上、極めて稀少な作品ということになろう。本篇について、これを中国数学史の中に位置づけて、正面から論じた研究を寡聞にして知らないが、あるいは今後、そのような方面からのアプローチも必要となるかもしれない。

最後に蛇足ながら付け加えると、従来の研究の多くは、本篇の前半（冒頭～「是謂狂挙」）と後半（「曰他辯」～篇末）とを截然と区別し、前半・後半は、異なるテーマについて論じたものと捉えているようである。しかしこれは誤解であり、本篇を通貫するテーマは、冒頭に提起された「二無一」という命題の正当性の「論証」、ただこれのみである、と筆者は考える。また、後半で言及されている君臣論や五行説は、単なる比喩もしくは説明材料に過ぎないものであって、公孫龍や名家の「政治思想」を、ここから読み取ろうとするのは無理であるように思われる。(22)

〔注〕

（1）浅野裕一『古代中国の言語哲学』（岩波書店、二〇〇三）一二五頁、加地伸行『加地伸行著作集Ⅰ　中国論理学史研究―経学の基礎的探求―』（研文出版、二〇一二）二三〇頁などを参照。

（2）加地氏前掲著、二三八頁参照。『易経』に「化而裁之謂之変、推而行之謂之通」（繫辞上伝）などとあることや、『文心彫龍』通変篇などによって、後人が附加した篇題ではないかと考えるが、明確な論拠はなく、あくまでも推測の域を出ない。

（3）馮耀明『世界哲学家叢書　公孫龍子』（東大図書公司、二〇〇〇）第六章の重要な論考を参照。

（4）孫詒讓は「『十二焉』、疑当作『十二五焉』。謂一十有二五也」とする。いま字は改めないが、解釈はこれに従う。

（5）張恵言・孫詒讓・梁啓超・譚戒甫などの見解。

（6）張恵言・譚戒甫は「建」を誤字としないが、基本的な解釈は異ならない。

（7）とはいえ、梁啓超は「但其論証已鄰於詭辯矣」と評している。

（8）『公孫龍子』のテキストは道蔵本を底本とし、守山閣叢書本・墨海金壺本・二十二子本などを参照した。

（9）ラッセル著・平野智治訳『数理哲学序説』（岩波書店、一九五四）第二章や、三浦俊彦『ラッセルのパラドクス―世界を読み換える哲学―』（岩波書店、二〇〇五）五六～五七頁（特に五六頁の図3）などを参照。

（10）加地氏前掲著、二三四頁以降における「クラス」についての論及は極めて重要である。また小野塚相三「『公孫龍子』「通変論」の論理」（『中国文化：研究と教育：漢文学会会報』四五、一九八七、所収）を参照。

（11）「奈何」はAの言ではなく、Bの自問自答である可能性が高いが、若干不明確であるため、仮にこのように読んでおく。

（12）底本は「而羊牛之非羊也之非牛也」に作る。守山閣叢書本その他に従い、「羊也」と「之非牛」との間に「羊牛」の二字を補う。

（13）底本は「挙是謂乱名是狂挙」に作る。守山閣叢書本その他に従い「挙是乱名是謂狂挙」に改める。

（14）「是而羊而牛非馬」は難読であるが、『経伝釈詞』巻七に「而、猶与也。（略）而・与、声之転」とあるのに拠って、ひとまずこのように読んでおく。

（15）陳澧『公孫龍子注』（『百部叢書集成』所収『豫章叢書』影印本）の「青以白非黄」条の注に「以猶与也」とある。

(16)「類、似也」は『国語』呉語・韋昭注。「類、同也」は『列子』仲尼篇・張湛注。
(17)「対……、嚮也」は『広雅』釈詁。「対、配也」は『詩経』大雅・皇矣・毛伝。
(18)「方、所在之方」は『国語』晋語・韋昭注。「方、区域也」は『荘子』大宗師篇・成玄英疏。
(19)「麗、附也」は『周礼』秋官・大司寇・鄭玄注。「麗、著也」は『左伝』宣公十二年・杜預注。
(20)「名実」についても同様の可能性がある。最後段の内容にやや不明瞭な点があるのは、このような駄洒落めいた言葉遊びが混在しているからではないかとも思われるが、これは今後の課題としたい。
(21)「驪色章焉。故曰両明也」という表現は、若干不可解に思われるのだが、「驪」「両」が双声であることが、あるいは解明の手がかりとなるかもしれない。これも今後の課題としたい。
(22) なお『墨子』中の類似箇所との関連や、本篇中の「乱名」「狂挙」「名実」といった表現の意味（これらも『墨子』との関係が深いについては、紙幅の都合上、ほとんどあるいは全く論及できなかったのは遺憾である。

○主要参照文献（右に挙げたものを除く・順不同）　孫詒讓『墨子間詁』（中華書局、一九八六）・梁啓超『墨経校釈』（新文豊出版公司、一九七六）・譚戒甫『墨辯発微』（中華書局、一九六四）・王引之『経伝釈詞』（華聯出版社、一九七六）・『国語』（宏業書局、一九八〇）・楊伯峻『列子集釈』（中華書局、一九七九）・王先謙『荀子集解』（中華書局、一九八八）・段玉裁『説文解字注』（上海古籍出版社、一九八八）・『経典釈文』（鼎文書局、一九七三）・王念孫『読書雑志』（北京市中国書店、一九八五）・『素問王冰注』（台湾中華書局、一九八四）・王念孫『広雅疏証』（新興書局、一九六六）・『十三経注疏』（新文豊出版公司、一九七九）・郭慶藩『荘子集釈』（中華書局、一九六一）

＊本論文は、日本学術振興会による科学研究費補助金事業の若手研究（B）「「名家」と「道家」についての基礎的研究」（平成二十二～二十三年度）の助成を受けたものである。